

方法書以降の環境影響評価手続に向けた留意事項

1 事業実施想定区域周辺地域への配慮について

本事業実施想定区域の周辺には住宅や病院等が存在しているため、過去の経緯を踏まえ、大気汚染をはじめとする環境負荷について最大限配慮すること。また評価については、規制基準値等の適合のみで判断するのではなく、地域との合意形成を含む総合的な評価を行うこと。

2 燃料について

燃料となるホワイトペレットは北米から輸入する計画であるが、国内材を活用するなどサプライチェーン全体で可能な限り二酸化炭素排出量の低減を図るよう、方法書以降の段階で検討すること。また、バイオマス燃料の輸送に伴う環境面での配慮について、方法書以降の段階で記述すること。